

推進目標3 あらゆる人がいきいきと暮らすための支援

◆現状と課題

高齢化の進展と社会状況の変化により、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯等が増加しており、高齢者が高齢者を介護する老老介護や独居高齢者の問題等も出てきています。

障がいのある人においても、福祉サービスの制度が改正や多様化し、複雑で利用者に分かりづらい状況等もあり、日常生活における自立や社会参画を行う上でさまざまな制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して充実した生活を送ることができる支援が必要です。

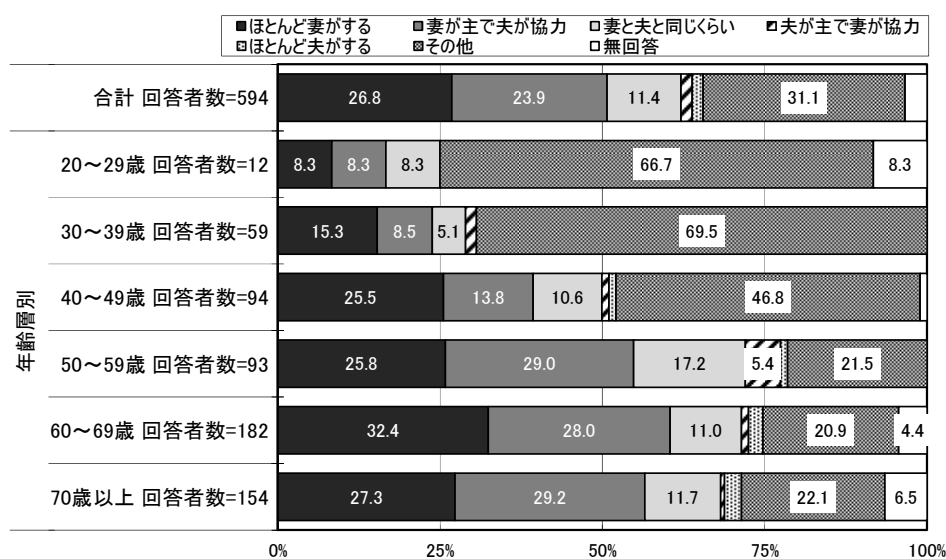
高齢者の分野においては、里庄町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者の支援や介護保険制度の安定的な運用等を行っており、障がいのある人の分野においては、第4期里庄町障害福祉計画に基づき障がいのある人の福祉サービスや支援体制の充実を図ってきました。

男女共同参画に関する町民アンケート調査では、高齢者・障がいのある人等の介護の役割分担について「ほとんど妻がする」「妻が主で夫が協力」と回答した人を合わせると約半数を占めており、高齢者・障がいのある人の介護の役割は女性が多く携わっていることが分かります。

このように、介護は主に女性が携わっていることから、高齢者等の自立を支えることは、女性の負担を軽減することにもつながります。

今後、介護や介助の負担を女性のみを負わせることがないように、高齢者に対する福祉サービスや障がいのある人に対する福祉サービス等の制度の周知を図るとともに、支援体制を充実させていく必要があります。

■高齢者・障がいのある人等の介護の役割分担について



◆施策

(ア) 高齢者に対する福祉の充実

女性の介護負担が大きくなっている現状から、介護支援の取り組みや制度の啓発等が求められているため、高齢者に対する福祉の充実を図ります。

また、高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、自立支援に対するサービスや生きがいつくりに向けたさまざまな支援を行い、介護者の負担軽減を図ります。

| 番号 | 施策名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------|--|---------------------|
| 1 | 介護に関する学習機会の提供 | 町民全体が介護の担い手となり、高齢者を支えていくという考え方の下、広報紙等の媒体を用いた情報提供の他、公会堂等での出前講座や学習機会の充実に努めます。 また、現在活動中の地域支援サポーターのスキルアップとともに、新たなサポーター養成も行っていきます。 | 健康福祉課 地域包括支援センター |
| 2 | 地域支援事業の実施 | 介護予防事業、包括的支援事業を行うことにより、介護保険被保険者が要支援・要介護状態となることを予防します。 | 健康福祉課 地域包括支援センター |
| 3 | 指定介護予防支援事業の実施 | 介護保険における予防給付の対象者へのケアマネジメントを行い、要介護状態への悪化を防ぎ、在宅生活が継続できるよう多職種が連携することで、より具体的な支援を行います。 | 健康福祉課 地域包括支援センター |
| 4 | 高齢者の雇用機会の充実 | 生活支援サポーターの養成や、シルバー人材センターが行う「緩和型サービス」に従事する人材を育成し、就労意欲のある高齢者が、知識や経験を生かすことができる就労の場の確保に努めます。 | 関係各課 |



(イ) 障がいのある人に対する福祉の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種福祉サービス等の充実を図り、介助者の負担軽減を図ります。

| 番号 | 施策名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|---|-----------------------|
| 1 | 障がい児保育の充実 | 障がいのある子どもが地域の保育園等での保育が受けられるよう、障がい児の受け入れに努めるとともに、一人ひとりの障がいの特性を理解した保育が行われるよう努めます。 また、障がいのあるなしにかかわらず、預かり保育や放課後児童クラブが利用できるよう、障がい児の受け入れを推進していきます。 | 町民課 健康福祉課 教育委員会 |
| 2 | 障がい児教育の充実 | 障がい児特別支援教育の体制整備を進め、児童生徒相互間や地域ぐるみの交流を図り、障がい児教育への理解を深めます。 | 教育委員会 |
| 3 | 障がいのある子どもを育てる家庭への支援の充実 | 家庭で障がいのある子どもを育児する上での不安や心配を軽減するよう、親に対して障がいや療育等に関する知識の普及および技術の習得ができる体制の充実に努めます。 | 健康福祉課 |
| 4 | 障がいのある子どもに対する進路指導の充実 | 卒業後の生活の自立を促すために、特別支援学級等で作業学習等を行うとともに、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施機関の充実に努めます。 | 教育委員会 |
| 5 | 障がいのある人に対する職業訓練の推進 | 障がいのある人一人ひとりの能力や意向に応じて、地域活動支援センター（作業所）や就労支援施設等から一般就労へ移行できるよう、関係機関と連携し、就業相談や職場実習等を通じた支援を推進します。 | 健康福祉課 |

(ウ) LGBT（性的マイノリティ）⁹に対する理解の促進

性的指向や性同一性障害など、性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、LGBT（性的マイノリティ）に対する理解促進に取り組みます。

| 番号 | 施策名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------|---|------|
| 1 | LGBT（性的マイノリティ）への支援 | 性的マイノリティへの差別や偏見をなくすため、啓発を行うとともに、性別などにかかわる悩みや問題を抱える方に、相談体制を周知し、情報の提供に努めます。 | 関係各課 |

⁹ 近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字を用いて、LGBTと表現している。